

第17日目（3月22日）（水曜日）

1. 出席議員

1番	城後	光	2番	横山	聖代
3番	三石	孝	4番	北村	清美
5番	脇坂	正孝	6番	百武	辰美
7番	中尾	尊行	8番	石峰	実
9番	尾上	和孝	10番	川田	保則
11番	太田	一彦	12番	堀池	主男
13番	藤川	法男	14番	今井	泰照

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中村 和彦 主任書記 樋口 晶子

4. 説明のため出席した者

町 長	一瀬 政太	副 町 長	松下 幸人
総務課長	村川 浩記	商工振興課長	澤田 健一
企画財政課長	前川 芳徳	税務課長	朝長 哲也
住民福祉課長	山口 博道	健康推進課長	楠本 和弘
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長 義之	建設課長	吉田 耕治
水道課長	堀池 浩	会計管理者兼 会計課長	諸隈 三恵子
教育長	岩永 聖哉	教育次長	福田 博治
給食センター所長	林田 孝行	企画財政課 財政管財係長	坂本 昌俊

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

全員御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成29年第1回波佐見町議会定例会第17日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（今井泰照君）

これから諸般の報告を行います。

議長報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

日程第1～8 議案第1号～議案第8号

○議長（今井泰照君）

日程第1．議案第1号 平成29年度波佐見町一般会計予算から日程第8．議案第8号 平成29年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの8件を一括議題とします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員会からの審査結果の報告を求めます。

藤川委員長。

○予算特別委員長（藤川法男君）

おはようございます。それでは、報告をいたします。

予算特別委員会委員長報告。平成29年3月22日、ただいま一括議題となりました議案第1号 平成29年度波佐見町一般会計予算から議案第8号 平成29年度波佐見町工業用水道事業会計予算の8件につきまして、予算特別委員会における審査結果を報告いたします。

本案は去る3月7日に本委員会に付託され、3月9日、10日、13日の3日間にわたり委員会を開き、町長及び各管理職等の出席を求め、慎重かつ精力的に審査を行いました。採決の結果、全て原案可決するものと決定いたしました。

現在、我が国の経済は、長引くデフレからの脱却と経済好循環に向けた政府の経済対策によって回復基調にあるとされておりますが、まだまだ地方経済への波及効果については、その影響がまだ十分に感じられない状況にあります。

本町の財政状況は、これまでの行財政改革により、その効果が少しずつあらわれております。しかし、少子高齢化や社会福祉施策の拡充に伴う扶助費や電算管理及び情報管理費等の経費が年々増大しております。それにより、一般の財源を逼迫している原因ともなっております。このような厳しい状況に鑑み、真の住民福祉の向上につながる効果的な予算であるのかに主眼を置き、予算の議決権は議会の権限の中でも最も重要であるとの認識のもと、多岐にわたって、終始、積極的かつ慎重に審査を行いました。予算審議する議員にも細心の注意と大胆な洞察力が要求されますので、審査に当たられた各委員の御苦勞も大変だと思っております。

最後に、各委員の活発的な意見に感謝するとともに、終始、丁寧な御説明をいただきました執行部の皆様方に厚く御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

なお、詳細につきましては、13人の委員の構成であります委員会の審査でありますので、各委員ともその内容は十分に承知されておりますので、省略をいたします。

これで報告を終わります。

○議長（今井泰照君）

これから委員会報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号 平成29年度波佐見町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第1号は委員会の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第2号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成29年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第3号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成29年度波佐見町介護保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第4号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成29年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第5号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成29年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第6号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成29年度波佐見町上水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第7号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成29年度波佐見町工業用水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第8号は委員会報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第16号

○議長（今井泰照君）

日程第9. 議案第16号 波佐見町教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、議案第16号 波佐見町教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

波佐見町教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由。本基金の設置目的を改めるため、本基金の条例を改正するものでございます。

次ページをごらんください。

改正内容でございますが、基金条例第1条中、「社会体育施設」を「社会教育施設」に改正するものでございます。

この件については、当初予算における予算説明の折に触れましたが、総合文化会館が築20年を間もなく迎え、今後、大きな修繕の時期が来ます。その財源として、当基金を充当できるよ

う改正するものでございます。当然、修繕については、起債の借入れも予定をしておりますが、単なる修繕では起債の対象となりませんので、財源が不足する場合は、当基金の活用も視野に入れて、今回、改正するものでございます。

また、今後、想定される大規模な修繕として、大ホールの照明をつり下げてますワイヤ、そして冷暖房用のボイラーの交換、そして高圧受電設備キュービクルの交換等を今後想定しております。

なお、社会体育施設については、従来の体育施設も含まれますので、今回の基金を充当できるものは、学校施設、体育施設、文化会館の3施設ということになります。

基金の残高については、平成28年度末で1億6,955万5,000円を見込んでおります。

次ページに新旧対照表を添付しておりますので、あわせて御確認をお願いします。

以上で議案第16号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号 波佐見町教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第17号

○議長（今井泰照君）

日程第10. 議案第17号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（楠本和弘君）

議案第17号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

波佐見町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。平成29年3月6日提出。

提案理由でございますけども、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が交付され、平成29年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第16条の4の2第1項第2号中、「26万5,000円」を「27万円」に改め、同項第3号中、「48万円」を「49万円」に改める。

附則、施行期日、この条例は、平成29年4月1日から施行するものです。

経過措置といたしまして、この条例による改正後の波佐見町国民健康保険条例の規定は、平成29年度以降の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の保険料についてはなお従前の例によるものでございます。

今回の改正は国民健康保険料の軽減判定基準を引き上げるもので、被保険者に乗ずる基準額について、5割軽減の場合には26万5,000円を27万円に、2割軽減の場合は48万円を49万円に引き上げるものです。これは、物価上昇によりまして、軽減対象者が保険料軽減の対象から外れないようにするためのものでございます。

次ページに新旧対照表をつけておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第18号

○議長（今井泰照君）

日程第11、議案第18号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第18号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について御説明をいたします。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日をもって長崎縣市町村総合事務組合から南高北部環境衛生組合を脱退せしめ、長崎縣市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございます。平成29年3月31日をもって南高北部環境衛生組合が解散することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。

長崎縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

長崎縣市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改めるということで、別表第1が下のようになっております。

次に、別表第2を次のように改めるということで、別表第2が下記のようにとなっております。

3ページをお開きください。

総合事務組合規約の一部を変更する規約の新旧対照表でございます。

右側に現行の規約を書いておりますが、その中で別表第1、別表第2、それぞれ南高北部環境衛生組合が入っておりますけれども、その分を全て削除をするということでございます。今回の南高北部環境衛生組合につきましては、これまで島原市と雲仙市の2市が加わって一部事務組合を組織いたしておりましたが、島原市のほうから施設更新に伴う同組合の脱退の申し出がありましたと。その脱退について協議をした結果、一部事務組合の解散が決定をされたということに伴いまして、総合事務組合から脱退をするというものでございます。

変更の内容については、以上でございます。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

これで討論を終わります。

これから、議案第18号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第19号

○議長（今井泰照君）

日程第12. 議案第19号 長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第19号について説明をいたします。

議案第19号 長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少について。

地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき、平成29年3月31日をもって長崎縣市町村行政不服審査会から南高北部環境衛生組合を脱退せしめ、長崎縣市町村行政不服審査会の共同設置規約を次のとおり変更することについて議会の議決を求める。

提案理由でございます。平成29年3月31日をもって南高北部環境衛生組合が解散することに伴い、長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する団体に変更が生じるため、所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いします。

長崎県行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約。

長崎縣市町村行政不服審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

第1条中、南高北部環境衛生組合を削る。

附則、この規約は、平成29年4月1日から施行する。

本件につきましても、議案第18号で提案説明をいたしました内容と同じ内容でございます。行政不服審査会そのものは、平成28年に新たに行政不服審査申し出に関する審査を行う組織として新たに設けられた審査会でございますが、28年度から加入をいたしておりました南高北部環境衛生組合が脱退をするというものでございます。

以上で内容説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号 長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第1号

○議長（今井泰照君）

日程第13. 発議第1号 公共施設等調査特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

本案について提案者の百武辰美議員に内容説明を求めます。

百武議員。

○6番（百武辰美君）

発議第1号

平成29年3月9日

波佐見町議会

議長 今井泰照様

提出者 波佐見町議会議員 百武辰美

賛成者 波佐見町議会議員 中尾尊行

公共施設等調査特別委員会の設置に関する決議（案）

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

別紙

公共施設等調査特別委員会の設置に関する決議

次のとおり、公共施設等調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 公共施設等調査特別委員会
 2. 設置根拠 波佐見町議会委員会条例第5条
 3. 目 的 庁舎を含む公共施設の適正な建設計画及び計画的な管理運営について
調査研究するため
 4. 委員の定数 6名
 5. 調査期間 調査終了まで
-

以上でございます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号 公共施設等調査特別委員会の設置に関する決議を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました公共施設等調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長において、お手元に配付の名簿のとおり指名し、閉会中の継続調査とし、調査期間を調査終了までとして、これに付託し、調査することにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付の名簿のとおり選任し、閉会中の継続調査とし、調査期間を調査終了までとすることに決定しました。

しばらく休憩します。再開は追って連絡します。

午前10時29分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

公共施設等調査特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたので、お知らせいたします。

委員長に川田保則委員、副委員長に石峰実委員が決定されました。

お諮りします。町長から、議案第21号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び第2として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。

議案第21号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）を日程に追加し、追加日程第1及び第2として議題にすることに決定しました。

追加日程第1 提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

追加日程第1. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

本定例議会に議案1件を追加提案させていただきましたので、その要旨について御説明申し上げます。

議案第21号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）については、議案第20号 平成28年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）において、歴史文化交流館（仮称）の継続費を廃止しましたので、平成29年度波佐見町一般会計予算に計上している歴史文化交流館（仮称）の整備事業に係る予算を減額するものであり、今回、予算の総額から1億700万

円を減額し、補正後の予算の総額を59億1,200万円とするものであります。

以上で提案要旨の説明を終わりますが、詳細につきましては、議案審議の折、御説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますよう、お願いいたします。

追加日程第2 議案第21号

○議長（今井泰照君）

追加日程第2. 議案第21号 波佐見町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

それでは、議案第21号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出それぞれ1億700万円を減額し、歳入歳出それぞれ59億1,200万円といたします。

第2条、地方債の補正については、第2表の地方債補正によるところでございます。

今回の補正は、先ほど町長が御説明しましたとおり、さきの平成28年度一般会計補正予算（第5号）によります歴史文化交流館（仮称）整備事業の継続費廃止に伴い、平成29年度当初予算に計上しておりましたその関係費用の減額と歳入歳出の調整について提案するものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正ですが、歴史文化交流館（仮称）整備事業への地方債9,620万円を廃止といたします。

続いて、事項別明細の歳入について御説明します。8ページをお願いいたします。

17款、1項、基金繰入金、4目のふるさと創生基金でございますけれども、歴史文化交流館（仮称）整備事業の財源としておりました4目ふるさと創生基金からの繰入れ1,070万円を減額しております。

続いて、9ページをお願いいたします。

20款、1項、教育債、これにつきましても、歴史文化交流館（仮称）整備事業の財源としておりました地域活性化債9,620万円を減額しております。

続いて、歳出に移ります。10ページをお願いいたします。

10款、4項、5目、歴史文化交流館（仮称）整備事業費につきまして、13節、工事監理業務委託料194万4,000円及び15節、工事請負費1億500万円を含みますその他合計で1億700万円を減額するものでございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。慎重審議な御審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第14 閉会中の継続調査申出について

○議長（今井泰照君）

日程第14、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
次に、本定例会までに受理しました要望書1件につきましては配付にとどめますので、御了承願います。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、今定例会におきまして議決されました案件について、字句、数字その他の整理に要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。よって、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

平成29年第1回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後1時8分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員